

#### 第4回金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会

##### 議事録

日時：令和2年9月16日（水）10時30分～

場所：金沢市企業局3階 301会議室

【事務局】 おはようございます。定刻より若干早いですけれども、皆様おそろいになられたようでございますので始めさせていただきたいと思います。

では、ただいまより第4回金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会を開会いたします。

皆様方におかれましては、大変御多忙の中、御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、司会を務めさせていただきます金沢市企業局経営企画課ガス・発電事業譲渡準備室の野村でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日の出席者の皆様につきましては、お手元の出席者名簿のとおりとなっておりますので御確認をお願いいたします。

では、ここからの議事進行につきましては草薙委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【委員長】 皆様、おはようございます。お願いいたします。

それでは、ただいまより私が進行役を務めさせていただきます。委員の皆様には、会議の円滑な進行に御協力をよろしくお願いいたします。

では、議事に入りたいと思います。

議事、審議事項1番、第3回委員会での修正指摘事項に対する対応について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 おはようございます。経営企画課の高橋でございます。着座にて御説明させていただきます。

皆様のお手元に、右肩、審議事項 資料1といった資料をお配りさせていただいております。御覧いただけますでしょうか。

最初でございますが、事業実績の有無に応じた提案評価といった項目についてでございます。参加資格基準のこれまでの検討におきましては、下に表がございますが、ガス事業では一般ガス導管事業、発電事業では発電事業かつ水力発電設備の運用実績を参加資格基準とするということで、幅広く参加を募るといったところで設定をしていただいたところ

でございます。

その一方で、ガスの製造、ダムの運用に関する実績の有無を確認して、それをまた提案評価の中で反映させていくことについて検討していくこととなってございました。

その方法につきまして、具体的には右側の表を御覧いただきたいんですが、提案項目の中で、組織体制、2つ目供給の保安、3点目緊急保安体制といった項目につきまして、最優秀提案者選定基準の中で審査の視点を記載していく方針でございます。組織体制の部分でありますと、事業の実施に非常に必要な事業実績を有しているかといったことを記載いたします。またさらに右側に行きまして、提案要領の中で、提案書の各様式がございます。その中の記載指示事項で、類似事業の実績（特にダム運用実績の有無等）について記載することといったように、審査上、事業実績の有無、内容を確認できるようにいたしたいと考えてございます。

なお、実績内容別の具体的な評価の方法につきましては、次回以降の委員会でも改めて御議論をいただきたいと考えてございます。

次に、資料の下側でございます。基本条件、要請事項に関する検討の点でございます。

具体的な論点項目にあります2-4の部分でございます。災害等での市との連携といったところで、前回、■■■■委員から上下水道事業との連携について定めたほうがよいのではないかと御指摘をいただいたところでございまして、それにつきましては、一番右側、募集要項等の記載想定文言とありますが、この②の部分で、災害時、緊急時においては、市の上下水道事業等との連携を図ることと記載させていただきたいということでございます。

次の2-6、権利の譲渡制限等の部分でございます。ここはいわゆる両事業の再譲渡禁止期間の設定でございます。この中では前回、■■■■委員からだったと思いますが、市の出資比率、3%が保たれるよう新株発行についても定めるべきではないかといったことでございます。

この概要につきましては、右側の下に赤字で記載させていただいております。市の確認期間は、市の議決権比率が3%を下回るような株式の発行その他の行為をしてはならないといった記載を追加させていただきたいと考えております。

民間が増資をしたいといった場合には、いわゆる議決権のない株式発行での対応を示唆する内容とさせていただいております。

この項目でもう一点議論がございまして、その上にあります5年から10年といったとこ

ろで赤字でございますが、再譲渡禁止期間、これは前回5年と事務局の案としてお示しをしたところですが、ここについて、5年からまた10年といったところで御意見をいただいたところでございます。これについてはまた改めて本日御議論いただきたいと考えてございます。この期間を短くすれば、民間の経営の自由度を高めていくことにつながろうか、ということですし、一方、長くすれば、市民の安心感につながると考えてございます。

次に、一番下の要請事項の部分でございまして、将来転売時の需要家への配慮といったところで、この規定を設けますと、再譲渡を前提としていると受け止められる可能性があるといった御指摘をいただいたところでございます。それを踏まえまして、今回この規定については、要請事項として規定をしないといった方向でお願いをしたいということでございます。

説明は以上とさせていただきます。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がございましたけれども、とりあえず何か質問等がこの時点でございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

そうしましたら、まず1つ目、■■■■委員からお話がございました2-4の市民・市・地域との連携、こちらのほうで、赤字になってございますけども、②を御覧いただいて、災害時、緊急時においては、市の上下水道事業等との連携を図ること、こういった文言の精緻化ということがございます。

これにつきまして何か御意見ございますか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 よろしゅうございますか。ありがとうございます。認められました。

続きまして、ここは議論が必要だと思いますが、2-6、権利の譲渡制限等ということで、赤字になってございますが、5年から10年間とございます。事業承継会社は、事業譲渡後(5年から10年間)、以下を行ってはならないということで、短くすると、民営化の趣旨に沿って自由に事業ができるようになるのがより期待できる。長くすると、市民の安心感、こんなことからメリットがあるのではないかとということでございますけれども、御自由に御意見をお願いいたします。

■■■■委員からは、3-1の次の要請事項の論点のところ、市の意向が伝わるということが大事なので、文言を少し考えたいということですけど、■■■■委員から、何かその後のお

考えとかございましたら御教示いただきたいと思いますが、どうでしょう。

【委員】 文言という面よりも、直近で金沢市が、いわゆる市の資産を民間に譲渡して事業展開した代表的な例に、駅西地区に先般オープンしましたブランドホテルがございまして、いわゆるここで言う譲渡制限に該当するようなところを、どちらかというと長く設定したという事例があるものですから、あんまり年月がたっていないので、どちらかというところを、どちらかということとそういうことを少し意識する必要があるのかなというのが私の率直な思いでございます。

文言の内容そのものについては今の案でいいかなと思うんですけども、ただ、ここに括弧書きで「但し、市の承認を得た場合は変更することができる」と入っていますので、ここは柔軟に対応できる規定も入れてありますので、あとは年数制限を何年にするかという部分の議論かなとは思いますが。

【委員長】 やはりこの5年から10年間という書きぶりのままにしておくのはまずいでしょうか。

【委員】 そうですね。できれば何年というほうがよろしいのかなと思います。

【委員長】 これは我々が決めなきゃいけないということになりますけれども、国の考え方からしますと、やはり民営化の趣旨に沿うということからすると、5年間ということなのかなとは思いますが。

結局のところ、例えば、今国が考えていることというのは熱量バンドの導入でして、今、46メガジュールで熱量を取っておりますけれども、シェールガスとか、外国から輸入するガスの熱量が下がっているものですから、もう熱量に幅を設けて、そして事業者が競争に資するような形に持っていくべきだと。そういうふうにダイナミックに都市ガスも変わりつつあるということもございまして、民間の方の創意工夫で今後進めていってほしいというものでございます。

そういうことからすると、行ってはならないことがいろいろある、その期間が長いというのは少し趣旨からは外れるかなということではございます。しかし、市の思いもあるということとせめぎ合うということかと思っておりますけれども、■■■■委員も大変御心配になられていたと思うんですけど、いかがでしょうか。

【委員】 この5年から10年間という表現はどういう意味なんですか。

【委員長】 5年というのはもともとの事務局案ですが、■■■■委員も前回10年ぐらいというようなことをおっしゃってくださったので、その幅の中で考えようかと。取りあえず

年数は決めて、しかし、市の承認を得て変えることもできるというような形でどうですかということですね。

【委員】 では、この5年からというのは要らないんじゃないですか。

【委員長】 10年間としておくといいですか。

【委員】 議論の展開が今5年からと書いてあると思うんだけど、見た人は5年からの意味が、要するに5年たったら譲渡してもいいと考えられるのではないか。

【委員長】 もとものの事務局案はそうですけど、我々がちょっと短か過ぎるんじゃないかと判断すればこの場で変更することになるかと。

【委員】 でしょう。だから、この5年からというのが、意味が伝わりにくくないですかね。いろんなように思うので。

【委員長】 承知しました。

■委員、どうでしょうか。

【委員】 5年後にもう全部を誰かに譲渡してしまうというのは多分考えられない話で、それを許す必要はないのかなと思うんですけど、でも、株主構成が少し変わるのも許さないとすると、非常に自由な経営を阻害するかなと思うんですよ。

例えば10年間駄目として、ただし、市の承認を得た場合は変更することができるってあるんですけど、いつ承認できるのかというのが分からないので、結局、全く承認できないかもしれないとなってしまうから嫌だなとなってしまうので、例えば10年間にして、ただし、市の承認を得た場合は変更することができるとして、文言は難しいんですけど、実質的に大きく経営を変えるものでなければ市は承諾することにするみたいなことを入れておいたらいいのかなと。

【委員長】 ありがとうございます。

ほかの委員からいかがでしょうか。

事務局、いかがですか。10年間としておいて、そして事業を多く変更させるようなものがないということであれば、市が承認をして、10年間というのをもっと短縮させることもできると、こういう案なんですけども。

【委員】 この市の承認というのは、議会にかかった承認という意味ですか。

【事務局】 これはやってはいないです。

【委員】 かけなくていいんですか。

【事務局】 議会の議決までは必要はないと考えられるところです。

【委員】 分かりました。

【事務局】 ■■■委員のおっしゃるところも、やっぱり株主構成、例えば若干の出資構成の変更というのも、そこまで認めないというのも少し厳しいのかなと思うところではあります。

【委員】 10年を原案として、そういう場合は承認しますからって口で言っておいて足りるのであれば、それでもいいのかなという気もします。

【委員】 意図的じゃなくても、いろんな事情で株主構成が変わることはありますからね。ここに市の承認を得た場合は変更することができるという扱いを、括弧書きではなく何かちゃんとうまく文章に入れるか何かすればよいのではないか。審議資料に書いてあるのは募集要項の文章でないメモ書きなんですよ。

【事務局】 はい。審議資料はまだメモ書きでございまして、具体的なところはまたお配りしています募集要項で記載をしていくということでございます。

【委員長】 今はまだ5年から10年となっているわけですよ。そこを直さなきゃいけないわけなんですけども、ただ、10年一昔とも言いますけれども、今、国では2050年に向けたガス事業の在り方研究会というのがございまして、2050年、つまり30年後にはガス事業は大きく変わっているだろうという大前提で議論しているんです。そのことを見据えた上で、今から投資行動を変えても間に合わないんですね。そういうことを考えているときに、10年間変えてはならないのが原則ですよというのがきつ過ぎるというのはいり得るかもしれないですね。

いかがでしょうか。

【委員】 今、委員がおっしゃっておられるような意味のことよりも、要するに、5年で転売されたらおかしいんじゃない？と思われなくようにするだけの話なのであって、そのところをね。だから、さっきおっしゃった金沢駅西口のホテルの話は、あれも10年だけど、市が承認したらいいって書いてある。そうですね。だから、そのようなことやね。要するに、そんな5年で転売するような人を選定していいのかということに対する逃げ口上というか、そういうことを言っているのであって。

【委員長】 ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

【委員】 10年にしておいたらいいと思います。ただし書に市の承認を受けた場合は変更することができるというので10年間でいいんじゃないかなと思います。

【委員長】 ありがとうございます。

その他の委員いかがですか。

【委員】 この2)の株主構成の変更というのが、今お話を伺う中ではあるかもしれないなどと思いますので、ここもその下にあるように、重要なものとか、ある程度のパーセンテージを決めるとか、多少のものはここに入れないほうがいいのではないかという気はしました。

【委員長】 この内容を外すというわけですね。

【委員】 内容を外すか、「株主構成の大きな変更」みたいな感じに。

【委員長】 重要な変更の場合のような感じですか。

【委員】 そんなような表現にしておくのがいいと思います。

【委員長】 「株主構成等の重要な変更」でよろしいですか。■委員、どうですか。

【委員】 いいと思います。

【委員長】 事務局いかがですか。

【事務局】 はい。

【委員長】 よろしいですか。

3)はもう既に重要なものと書いてありますので、絞っておりますね。

そうしましたら、その他の御意見ございますか。

【委員】 1つ確認させていただきたいんですが、赤字で記載の、市の確認期間というのは事業譲渡後の括弧の年数とリンクするのでしょうか。例えば譲渡後10年とすると、10年間確認期間になってしまうということになるのでしょうか。全く別物ですか。

【事務局】 市の確認期間につきましては、今のところ特に期限を定めない形でありまして、ただ、5年ごとには確認をしていきたいと考えております。

【委員】 個人的には、ガス事業ってそんな簡単に事業譲渡できるような事業じゃないと思うんですね。駅前のホテルは、あんなもん、ホテルのノウハウとか、そういうのはどこにでもたくさん事業者がいますから、売ろうと思えばいくらでもすぐ売れると思うんですけども、ガス、水力発電の場合はなかなかそんな簡単に事業譲渡できるような代物じゃないので、10年でも5年でも実質は変わらないような気がします。

【委員長】 そうすると、10年を許容できるというのが■さんのご意見。

【委員】 はい。10年でも5年でも私は実質的には変わらないと思います。

【委員長】 そうすると、もう意見は出そろったかなと思いますので、10年ということでもよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 ありがとうございます。認められました。

それから、最後の3-1ですね、将来転売時の需要家への配慮ということで、これは要請事項に規定しないと事務局で変更がございました。この部分、お認めしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、そのように御了承いただきましたので、募集要項等を作成していただければと思います。よろしくお願いします。

続きまして、審議事項2番、募集要項・事業承継者選定基準・提案要領・基本協定書(案)・事業譲渡契約書(案)について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 皆様のお手元には、募集要項等をお配りしてございます。公募のスケジュール感を把握していただくため、募集要項には、10月1週目に公表した場合の仮の日付を入れさせていただいております。仮契約書等内容もボリュームもございます。細かくもなっておりますので、御説明はA3の資料でさせていただきたいと思っております。

最初に、審議事項 資料2の1枚目、募集要項案の要約を御覧いただけますでしょうか。

募集要項は、応募者に対しまして求める条件、最低譲渡価格、参加資格基準等を定めるものでございます。

資料左側の基本条件の表ですが、こちらはこれまで御議論いただいたところを落とし込んだものでございます。基本条件は義務づけをしていく条件でございます。

この中の2つ目、料金・サービスに関する要件の(3)で、ガス料金の水準維持期間でございます。こちらは5年間とお決めいただいたところですが、今回、赤字で書いてございますが、事務局の案として、「少なくとも」といった用語を入れてはどうかということでございまして、この趣旨は、応募者に対しまして、より長い期間、料金水準を維持することを期待しているといったメッセージを伝えるといった趣旨でございます。

あと、下の本市からの出資及び権利譲渡の制限等に関する要件のところ、赤字で「5年間から10年間」となっております。これは先ほど御議論いただいておりますところ、事業譲渡後10年間といった形で表現を修正させていただきます。

また、その下の行で、株主構成等の変更とございますが、ここも株主構成等の重要な変更と表記を訂正させていただきます。

一番下の譲渡価格につきましては、また後ほど御議論いただきたいと思います。

あと、右側の応募者等の構成と参加資格基準のところでございます。

①で、応募者等の構成がございます。今回は幅広い提案を求めていくということで、出資をしない協力会社の事業実績も認めていくといった形でございます。その中で、その会社を特定協力会社といった表記で定義をさせていただきたいと記載をさせていただいております。

また、②の要件の部分でございますが、(1)で、代表企業、構成員、特定協力会社のうち、いずれかの者は、一般ガス導管事業の実績を有すること。かつ、(2)で、発電事業かつ水力発電設備の運営維持業務の実績を有すること。あと(3)の中で、代表企業、出資をする構成員については、少なくとも一般ガス導管事業または発電事業の実績のいずれかを有することと記載をさせていただいております。

最後に、契約締結及び事業譲渡までのおおまかなスケジュールをお示ししてございます。

今回、募集要項の公表、いわゆる公募の開始につきましては10月に行う予定でございます。その後、民間からの質問回答等を受けながら、大体10月末には資格審査の結果通知、いわゆる一次審査の結果通知を出していきたいと考えております。

その後、11月から12月頃にかけて競争的対話ということで、事務局と民間とで今回の応募に関するより詳細な議論をして、よりよい提案を引き出すことを予定してございます。

次に、2月で提案書類を提出いただいて、また、委員会で御審議をいただきまして、最優秀提案者を選定していただきまして、その後、市として優先交渉権者の決定を行いたいと考えてございます。

以降、基本協定、事業譲渡の仮契約といったスケジュールを進めていきたいと考えてございます。

一旦御説明は以上とさせていただきます。

**【委員長】** ありがとうございます。

そうしましたら、この資料2というのは結構量が多いのでございますが、1枚目のところを御覧いただきまして、どんなことでも御質問ございましたらお願いいたします。

特定協力会社というのを今回新たに入れていただいたということで赤字になってございます。出資はしないんだけど、しっかりと事業遂行をしていただくという方針でございます。

よろしゅうございますでしょうか。

お願いいたします。

【委員】 以前頂いていた資料の中で、市の出資の限度が7.5億円になっていたのが、今回募集要項を見ると10億に変わっているんですか、これは何か理由があるんでしょうか。

【事務局】 すみません。また後ほど説明させていただきます。

【委員長】 そのほか、どんなことでもお願いできれば。

左下の譲渡価格の何億円以上とかというのも後で議論しましょうということですね。

【事務局】 はい。

【委員長】 そうでしたら2ページにまいりましょう。また後で思いつかれたことがありましたら結構です。

では、2ページをお願いします。

【事務局】 2ページ目が事業承継者選定基準案でございまして、左上から順番にまいりますが、一応皆様方の採点方法につきましては、右側にAからFの採点基準を記載させていただいておりますが、この6段階で採点評価を行っていただくということでございます。

また、配点のバランスでございまして。今回は提案の重視といったところで、価格の部分を25%、提案の部分を75%といった設定でさせていただきたいと思っております。

あと、提案価格の得点化方法ですが、比率法①とございまして、一番高い提案価格を出した方を基準に得点化していくといった方式で行いたいということでございます。

あと、資料の下側で、提案項目と配点でございまして。これは前回、2番の経営計画の評価のところを、より評価、配点を高めるべきといったところで、100点から150点に修正をさせていただきます。それに伴いまして、1番の全体計画を200点から150点に減じておりまして、全体で1,000点満点でございまして。

一旦説明は終わります。

【委員長】 ありがとうございます。

そうでしたら、2ページ目を御覧いただきながら、どんなことでも御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

Fが一個でもついたらアウトというような、そういうことはもう入れないというのが事務局案になっております。

いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

そうしましたら、3ページ目でございます。よろしく申し上げます。

**【事務局】** 3ページ目が提案要領でございます、一次審査、二次審査の応募手続であるとか、提案書類の一覧、記載要領等を内容とするものでございまして、左上に提案要領全体の構成を記載してございます。

あと、その下で、提案要領の構成及び留意点の主要な点といったところで、記載内容につきましては、審査は全て匿名で行うといったことでございます。

あと、右側に各提出書類と確認資料を記載してございますが、第一次審査につきましては、事業実績を確認するために必要な書類の提出を求める。第二次審査では、具体的な企画提案書の提出を求める。あとは価格。この辺を求めていくといった概要でございます。

説明は以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。

そうしましたら、3ページ目、どんなことでも御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

**【委員】** 第一次審査の納税証明書のところなんですが、金沢市税の滞納がないこととあるが、金沢市に会社がなければ当然、市税の納付がないので、例えば参加者が何社かあるので、その本店というか本社の所在地にある住民税の納税に滞納がないかどうかの提出で十分じゃないか、金沢市に限定する必要はないのかなと思うんですが。

**【委員長】** 事務局、お願いします。

**【事務局】** いわゆる市外の事業者が手を挙げてきたときに、市税だけだと確認ができないんじゃないかということでしょうか。

**【委員】** ええ。国税と住民税、いわゆる住民税という欄のほうがいいような気が今しました。

**【委員長】** 検討されますか。

**【事務局】** はい。

**【委員長】** これは市のためのことを思って入れている条項ではないんですね。

**【事務局】** そうです。ただ、会社として税の滞納がないというのは非常に重要なことだと思いますので、そのように改めさせていただければと思います。

【委員長】 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。そうしましたらこれでまいりましょう。

4ページ目、お願いします。

【事務局】 4ページ目が基本協定書のひな型の表でございます。

こちらは市と優先交渉権者が締結していくといったものでございまして、事業を譲り受ける会社の設立であるとか、事業譲渡契約の締結に向けた諸々の手続を内容とするものでございます。

左が構成となつてございまして、右側で主な内容を記載させていただいておりまして、まず第4条では、基本協定の締結時からおおむね1か月以内に事業譲受会社を設立すると。

あと、4点目で、本店所在地は金沢市とするといったところを記載させていただいております。

あと第9条で、基本的に、この基本協定の協定期間は、事業譲渡契約が効力を発生する日までとなりますが、その中でも損害賠償、秘密保持義務等につきましては、この協定期間以降も有効といった内容にしてございます。

あと一番下で、特定協力会社の事業への関与の確保といったところで、これは先ほど来御説明しております、出資はしないですが、ガス事業または発電事業で実績を有する会社でございますが、特定協力会社につきましても基本協定の当事者として扱うといったことでございます。

あと一番下、第9条の部分で、特定協力会社の事業への関与でございます。特定協力会社は事業実績を有すると、この点は非常に重要でございます。事務局の案といたしますと、本協定期間後、いわゆる協定が終わった後であっても、今のところ、5年から10年間と記載をさせていただいておりますが、これにつきましては、先ほどの再譲渡禁止期間の10年間と合わせていく必要があるのかなと逆に考えてございます。

よろしく願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、このページにつきまして、どんなことでも御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

そうしましたら、先ほど一番最後におっしゃった特定協力会社の事業への関与の確保で、

第9条の協定期間ですけれども、どういうふうに変わりますか。

【事務局】 ここを10年間といたしまして、先ほど再譲渡禁止期間のほうでただし書をつけてございますので、同様にここもつけていけばよろしいのかなと考えております。

【委員長】 ただいまの御説明についていかがでしょうか、お認めしてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 ありがとうございます。認められました。

そうしましたら最後のページですね。よろしく申し上げます。

【事務局】 最後に事業譲渡仮契約書のひな型でございます。

5章立て、34条から構成しまして、主要な論点といったところで譲渡価格の記載をしていくと。これはまた後ほど御議論いただきたいと思っております。

あと、14条の基本条件、これは先ほどの募集要項でもあったところでございます、ガス料金では、少なくとも5年間といった表現にさせていただいております。

あと、右側で、先ほど■■■■委員からございましたが、22条、出資条件のところでございます。前回、7.5億円ということでお決めいただいたところでございますが、改めて事務局で検討いたしまして、新しい会社の資本構成をどうしていくかというのは経営のポイントかなということございまして、そこで民間側での検討の、いわゆる柔軟性を高めるであるとか、余裕を持たせるといった意味合いがありまして、ここを7.5億円から10億円に上げたところがございます。

あと、財源の手当ての面につきましては、市としては今のところ問題ないといった判断をしております。そういった意味で、ここは少し金額を上げた修正を行っております。

29条以下は、本店は金沢市内、第30条では、今回、出資比率を3%維持するというところで、会計帳簿閲覧権等の権利を記載しております。

一番最後の32条で再譲渡禁止期間、今5年から10年になっておりますが、ここも10年といたしまして、又、但し書きを記入していきたいということでございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

資料2の最後のページとなりました。どんなことでも御意見、御質問ありましたらお願いいたします。

■■■■委員、10億円という数字につきましてはいかがでしょうか。

【委員】 3%以上10%未満の中での10億というのは結構な金額だなと思う。どれだけ大きい会社になるんだろうなという印象は持ちますけれども。

【委員長】 この点、事務局としては何か理由があつてということでしょうか。

【事務局】 そうですね。また後ほど御説明いたします最低譲渡価格のほうで少し計算を見直しております、前回は170億円をお示ししておりますが、今回、後ほど御説明させていただく点ですが、最低が大体185億円といったところで、15億円アップをしております。

また、上限もそれなりの金額が出ておりますので、そういったところで、民間側でもしかすると資本金の金額が増加する可能性もあるのかなといったところもあります。

やはり民間でより自由な、柔軟な経営といったところでは、ある程度、より民間で資本構成を検討しやすい環境をつくるといった意味合いで金額を上げさせていただいております。

【委員長】 後で最低譲渡価格の議論もしますが、それでさらに納得感が高まるだろうというのが事務局の思いかと思えます。

それでは、もう一回議論したいということだったらまた戻ってまいりましょう。

そのほかいかがでしょうか。

そうしましたら、32条の禁止事項も、先ほどの議論によって事業再譲渡禁止期間は10年とし、但し書きで市の対応によって短縮できるということになります。

ありがとうございました。

以上で審議事項2は終了します。

続きまして、審議事項の3番、最低譲渡価格につきまして事務局から説明をお願いします。

【事務局】 審議事項 資料3を御覧いただけますでしょうか。

まず3ページを御覧ください。

こちらにつきましては前回御説明をさせていただいたところでございますが、下の市の条件、2)コストアプローチといったところがございます。ここは前回お示しした金額が170.2億円でしたが、今回、少し計算を見直しまして185.2億円と約15億円アップしてございます。

この理由でございますが、前回は簿価から補助金の相当額を控除した形で計算したところでございますが、補助金につきましては、国のほうで適化法と呼んでいるんですが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律といったものがございまして、補助を受け

て整備した施設、設備を廃止等した場合には補助金の返還が求められるところがございます。ケースによっては返還の必要がないこともあるんですが、この辺につきましては、事業譲渡が決まった後、国等と本格的な協議が入ってまいります。もしかすると返還する可能性が出てくるリスクも若干あるということで、今回その補助金の相当額を控除しない、いわゆる簿価だけで計算したということ、また、固定資産台帳から個々の固定資産につき、正確な減価償却計算をさせていただいた結果、金額を約15億円アップさせていただいているところがございます。

次、4ページをお願いいたします。

4ページは、簿価と申しておりますが、どういった資産を譲渡するかを少しお示したところがございます。細かいものは巻末につけてございますが、主立ったところでは、ガス事業では第2回選定委員会で御視察いただきました港エネルギーセンターのほか、簡易ガスの供給地点4か所、あと整圧器といったもの、港エネルギーセンターでは中圧の圧力でガスをつくっているんですが、実際、各家庭でお使いになるときは低圧に圧力を落とす必要がございます、そういった設備を整圧器と呼んでおります。これが市内に51か所あります。又、ガスぼーと、いわゆるショールームがすぐ近くにございまして、そちらも譲渡対象にするといったことでございます。

右の発電事業のところですが、これは発電所5か所に加えまして上寺津ダム、また犀川浄水場の中にございます発電管理センター、このシステムについて譲渡対象とするということでございます。

そして、譲渡をしない譲渡非対象資産、この企業局の庁舎は譲渡対象としないといったところですが、こちらは参考でございます。

次に、5ページを御覧いただけますでしょうか。マーケットアプローチといったことで、マルチプルという方法を前回御説明させていただきました。類似会社の財務指標に基づきまして事業価値を算出する方法でございます。

前回は、ここでPER、PBR、EV/EBITDAを用いた3種類の計算結果をお示ししております。前回はPERとPBRの2つのみをお示したところですが、こちらでも少し計算を見直しまして金額が上がっております。PERが前回176億円だったものが今回193.7億円、PBRが61.5億円が78.7億円となっております。

増加の理由でございますが、このPER、PBRは株式価値を示す指標でございますが、今回、事業価値を出すということになりますと、いわゆる有利子負債である企業債をプラ

スして現預金をマイナスするといった調整が必要となっております。この調整を行った結果、金額が上がっているということでございます。

次に、EV/EBITDAでございます。これは、企業価値と償却前営業利益とありますけれども、いわゆるキャッシュの部分でございます。ここの比率を算定するものでございまして、こちらの計算結果では184.9億円といった数値を算出しているところでございます。

次に、インカムアプローチのほうで、DCF法といったものがございます。前回はここはお示ししていませんでしたが、今回計算いたしましたので、こちらの御説明をさせていただきます。

まず7ページをお開きください。

7ページはDCF法のイメージでございまして、将来の各期、年度ですね。各期ごとの売上等によりますキャッシュ、いわゆる現金が入ってくるもの、あと設備投資で現金が出ていくものをプラスマイナスしてFCF、これはフリーキャッシュフローといったもので、いろいろ生み出される現金を計算していくという、これを各期ごとに将来にわたってずっと計算していくといったものでありますが、あまり長く見ますと金額の正確性が失われていくということで、今回は5年間で10年間で試算をさせていただいております。またこの積算したものを、割引率といったものがありまして、現在価値化をすると。現在価値化したものを事業価値とするといったことで計算したものでありまして、将来FCFの予測の期間を何年とするか、割引率をどうするかによって答えが大きく変わる、そういった性格を持った方法でございます。

8ページを御覧ください。

今ほど御説明したところの繰り返しの部分がありますが、一番下の計画期間のところでございます。今回、5年、10年で試算をしておりますが、将来、長く見れば見るほど不確実性が高まるということで、基本的にガス事業、発電事業につきましては、通常の小売等の業態とは異なります。比較的安定したこともありますので、少し長いですが、10年も計算したところでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

9ページは割引率でございまして、これは将来の金額を現在価値に置き換えるための比率でございます。こちらにつきましては、網かけのところですが、類似のガス会社、電力会社の比率を適用しております。ガス事業が1.73%、発電事業が2.09%を採用してござ

います。

次に、10ページをお願いいたします。事業別の試算結果をお示ししたものでございます。

ガス事業におきましては、5年間で見ますと156億円、10年で見ますと52億円。発電事業では、5年間で85億円、10年間で114億円となっております、合計したものが下にございます。5年間では241億円、10年間では166億円となったところでございます。

ガス事業と発電事業で若干異なった傾向がございます。ガス事業では、計画期間を長く取りますと金額が著しく小さくなっております。一方、発電事業では、期間を長く取ると逆に金額は増えております。この傾向の違いにつきましては、ガス事業については、基本的に需要家が減っているということで将来的に需要が減ると。そこを踏まえて試算するとこのような結果になるといったことでございます。

一方、発電でございますが、発電というのは、設備投資につきましては、毎年度同じような事業費が発生するものではないということで、数年おきに、例えば発電機の入れ替えて金額の出る年と出ない年があります。そういったことで、直近の5年間よりも10年間のほうが設備投資が少ない、いわゆる現金が出ていかないということで、期間を長く取ると数字がよくなっているということでもあります。

12ページをお願いいたします。

今ほど御説明いたしました各資料の計算結果を一覧で記載したものでございまして、コストアプローチで185.2億円。あとマーケットアプローチ、3つございます。それぞれ193億円、78億円、184億円。あと、インカムアプローチ、DCFは幅があります。166億円から241億円でございますが、平均値を取りますと203.5億円になってございまして、下に少しイメージもございまして、今回試算した各指標はいずれも大体似たり寄ったりの金額となっているところでございまして、表の一番下に最終結論とあります。事務局として、一応最低譲渡価格について、簿価であります186億円、192億円というのは赤色の簿価の部分、マーケットアプローチの2つの指標の平均値でございます。一番高い204億円がDCFの平均値で、この3つのうちいずれかなというところが事務局の案でございます。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、最低譲渡価格の議論をいたしましょう。

今の事務局の御説明につきまして御質問がございましたらお願いいたします。

【委員】 このDCF法って、結局この5年、どれだけお金が余っていくかを予想して

価値を算定するんだと思うんですけど、その予想ってどんなふうにしているんですか。

【事務局】 基本的に、ガスでいきますと、販売量から売上げをまず出していきます。一方、設備投資は、市でやります投資計画を持っておりますので、それを反映させてつくっている。

【委員】 売上げが同じように続いていって、今の投資計画でいくところなるというところから予想する。

【事務局】 そうです。

【委員】 分かりました。

【委員長】 そのほかいかがでしょうか。

いろいろと計算があるということで、12ページが分かりやすいと思うんですけども、事務局案としては、186億円、192億、204億円の3つから選ぶという趣旨だということでしょうか。

【事務局】 一応こういったことが考えられるということでございます。

【委員長】 例えば仙台市で400億円という切りのいい数字が出されておりますけれども、その切りのいいところで200億円とか、そういうことを我々が決めていってよろしいわけなんですか。

【事務局】 はい、そこはお願いいたします。

【委員長】 今の情報も入れながら、委員の皆様、御自由に御発言をお願いいたします。

【委員】 さっきの御質問に関連しますけど、ガス事業というのは相当下降トレンドで見ているわけですね。

【事務局】 ガス事業では、大体お客様の9割が家庭用でございます。家庭用の料金単価は、業務用の倍まではいかないんですが、かなり高い売上げ単価になっている。そういう単価の高いお客様が毎年2%弱減っている状況でありまして、そういった意味では売上げの減り方がずっと続いていくという仮定でございます。

【委員】 ガスが幾らで発電が幾らで、こんなことは関係なく合計幾らっておっしゃるんですね。

【事務局】 はい。

【委員】 そういうのはいいんですけど、うっかり見たら、ガスのほうだけ、5年で売らんなんらんといい話にならんようにあれですね。なかなか厳しいですね。

【委員長】 ■さん、お願いします。

【委員】 ガス事業の価値の試算において、5年でとれば156億、10年でとれば52億で、差が100億ありますけども、この5年から10年の間、キャッシュフローはマイナスということになるんですか。そうじゃなく。

【事務局】 マイナスにはなっていないです。

【委員】 5年と10年の間のこの差というのは、どうやって説明できるんですか。よく分からないんですけれども。

【委員】 間じゃなくてあれでしょう。5年計算と10年計算ということですよ。

【事務局】 はい。

【委員】 要は、5年でやると156億、10年でやると52億ということですよ。そうすると、5年から10年で何かがあるからこれだけ価値が下がるということですよ。

【委員】 売上げがどんどん下がるということでしょう。

【事務局】 設備投資はほぼ一定でございます。やっぱり売上げが減るところがこの結果として出てくるところであります。

【委員】 割引率が1.73%ですから、キャッシュフローがあればそんなに減らないんじゃないかなと思うんですよ。5年延びただけで、どうしてこんな100億も減るのかなと。

【委員】 それは複利で、5年目だと5乗で引くから。減った売上げはほとんどあまり大した計算結果になっていないということでしょう。

【事務局】 はい。

【委員】 だから、売上げが下がっているときはこの方式は厳しく出ますわな。だから、ガス事業の評価というのは、この事業を譲渡してもらって10年やろうとした場合、結構きついあれですよ。

【委員】 割引率が1.73%なので、そんなに落ちるのかなと見た感じ疑問に思うんですが。

【委員】 1.73%でも10年目の10乗したらすごいですね。

【事務局】 すみません。訂正させてください。設備投資について、いわゆるガス管の部分はほぼ一定なんですけど、港エネルギーセンターの設備が、平成12年に造ってから、更新のタイミングが10年以内の期間で入ってくるということで、そこだけ事業費がぼんと膨らむ。

【委員】 5年の間に大きな設備投資があつて、その分キャッシュフローがなくなるという理解ですか。

【事務局】 おっしゃるとおりです。

【委員】 そのことはどこか前提に書いてあるんですか。

【事務局】 今まで御説明した資料の中にはないんですが、この計算するところにはちゃんと折り込んでいます。

【委員】 まあそうですけど、要するに、今おっしゃったタイミングでの設備更新に、今の試算だと大体幾らぐらいかかるんですか。

【事務局】 更新対象となるのはボイラーとかLPGのタンクとかありまして、その辺合わせると10億ほどになろうかと思います。

【委員】 10億か。

【事務局】 例えばそのポイントで将来の期間引っ張っていくと、やっぱり数字が悪くなる。

【委員】 5年から10年の5年間で肝という言い方はおかしいですけど、すごいキャッシュアウトする年になるということですよ。

【委員】 ただ、DCF法の場合は、多分、残存耐用年数が十何年あると思うんですよ。ちょっと分かりませんが、そんな数年で平均的な耐用年数が切れるということはないと思うので、考え方的には残存耐用年数に近いほうが事業としての評価はできるのかなと思います。

【委員】 直すということですか。

【委員】 10年でいいんですけども。

【事務局】 今の委員からの御質問について補足をさせていただきますけれども、DCF法で企業価値を算定するときに、割引率とかいろんな要素がある中で、今委員も御指摘いただいた残存価値の視点で補足いたします。5年目と10年目の継続のフリーキャッシュフローと呼んでいるんですけども、その時点のフリーキャッシュフローが少ないというところで、そこが将来に影響するということで現在価値に直しますと、10年目のほうが継続価値のフリーキャッシュフローが少ないというところがありまして、そこで10年間の割引現在価値に戻して計算していくと、価値が56億円という形で少なくなっているというところも原因の一つということでございます。

【委員】 5年目から10年目にかけて残存価値が非常に大きく落ちるということですか。

【事務局】 そうですね。10年目の投資とかのものがあってフリーキャッシュフローが小さくなると。その小さくなったフリーキャッシュフローを基にその後の期間もキャッシュが続くという仮定を置いているということになるので10年目のほうが小さい。

【委員】 5年目のフリーキャッシュフローと10年目のフリーキャッシュフローを比べると前者より後者が小さいので、後者の10年目以降の残存価値が非常に減ると。

【事務局】 そうです。

【委員長】 ただ、それも投資する側の戦略に大きく依存する面があるということですね。

【委員】 だから、■委員がおっしゃったように、キャッシュフロー計算だけの話、消費トレンドの話だけでないわけですよ。要するに、5年から10年の間にガス事業はこれぐらい設備投資が必要であるということを明らかにした上で買ってもらわないと都合が悪いんじゃないですか。

【事務局】 その点は民間側への情報開示を考えておりまして、その中で今後10年間の設備投資計画は示していきます。

【委員】 なるほど。その今後10年間の設備投資って大体幾らですか、今の計画では。

【事務局】 単純に、ガス事業でいくと年間12億円ぐらいになります。

【委員】 それ掛ける10倍すると。

【事務局】 あと、ガス管の工事については、民間では工事の方法で工夫していけるとも考えております。今、市でやっておりますのは、基本的に道路を単純に全部掘り返して新しい管を入れるというやり方ですけど、民間では縦穴だけ掘って既存のガス管の中にまた新しいガス管を入れていくというようなことで、工事コストが下がるような工夫をされている会社様も最近は多いといったこともありますので、その辺はまた民間のほうでそういった提案が可能になろうかと思っています。

【事務局】 今、事業価値ということで議論をされているんですけども、実際に今年年度の収支だけ申し上げますと10億円の黒字、利益率も20%近くあるということで、5年先にすぐ事業がなくなるような状況かということ、まだ収支的には大丈夫なのかなというようなことを御理解いただきたいと思います。

【委員長】 本当に民間の技術はどんどん今発展していきまして、保守メンテに関しましても、小さい機械等をガス管に入れて割れ目を調べたり、いろんなことができるようになっておりまして、安く保守点検をする方法がある。民間活力をそういった形でも生かせるという面もございます。

そうしましたら、いろんな意見を出していただきましたけれども、実際、最低譲渡価格を決めないといけません、例えば市民が覚えやすいように200億でも結構ですし、なるべ

く高くということで204億でも結構ですし、いや、やっぱり将来買った側が苦労しないように、186億でいいんだったらそれでいいんじゃないかというのでも結構ですし、御自由におっしゃっていただければと思いますが、**委員**、いかがでしょうか。

**【委員】** いろんな議論の中から、これは高く売るための目的じゃなくて、むしろ譲り受けた民間業者に健全な経営をしてもらって、現行水準をなるべく長く維持してほしいという観点からいくと、あまり高い値段をつけるのが目的でもないとする、むしろ適切な価格で抑えてあげたらどうかという気もしますので、私の意見とすると180億なら180億ぐらいで譲ったら、あとはどれだけの入札をしてくるか、そこは民間業者の思惑次第ですから。

**【委員長】** そうですね。どうなるか分からないですね。

**【委員】** それはそれに任せたらどうかと思いますけど。

**【委員長】** なるべく安くということですね。

**委員**、いかがですか。

**【委員】** 多分議会でも説明を求められるでしょうし、市民団体さんが今すごい活発に勉強会などされているのが耳に入ってきますので、そういった方たちに根拠がちゃんとお示しできるような数字にしたほうがいいので、中を取ってとか丸めてとかというのはあまりよくないのではないかと思います。

**【委員長】** ありがとうございます。

**委員**はいかがでしょうか。

**【委員】** 私はちょっとどれがいいのかよく分からないんですけども。

**【委員長】** じゃ、また後でお伺いします。

**委員**からお願いいたします。

**【委員】** 個人的には186億から204億のレンジで数字が出て20億ぐらいの差しかないの、今、本当に高く売るための事業を譲渡するわけでもないの、そういう意味で言えば、この中で決めれば特にいいんじゃないかなと思います。180億とか190億とか200億とか、そういうのでいいのかなとは思いますが。

**【委員長】** ありがとうございます。

**委員**、いかがでしょうか。

**【委員】** **委員**のおっしゃるような考え方だと思いますし、それから、いろいろ議会とか外部に説明するときに、コストアプローチのほうが分かりやすいんじゃないかと思

いますので、検算のためにこの段階ではマーケットアプローチとかインカムアプローチをしているということであって、大体それが裏づけられたということで、180億というのはやっぱり分かりやすい、ちゃんと説明できる数字じゃないかなと思いますけどね。

【委員長】 ありがとうございます。

■委員もお願いします。

【委員】 多分、外から見られている方々にとってはコストアプローチのほうが非常に入ってきやすいところかなと思います。ただ、そこを丸めるのか、185.2億と出ているので、ここで言うと切り上げて186億という数字を優先するのか、そこは印象というかイメージ的なのかなと思います。端数まできっちり出しましたというのも一つの考え方ですし、分かりやすい数字ということでの180億というのも意味あることだなどは思いますけど。

【委員長】 大分収斂してまいりましたけれども、事務局としては180億円ちょうどという線でもオーケーですか。

【事務局】 はい。

【委員長】 そうですね。そうすると、もう180億か185.2億か186億でございますけれども、いかがでしょうか、■委員。

【委員】 その中なら186億がいいんじゃないかなと思うんですけど、簿価より安く言いましたというのはちょっと説明的に、何で簿価より安いんですかとなる。なかなか、1億って非常に大きい数字なので、丸めるなら上かなという気がします。

【委員長】 すみません。■委員、どうでしょうか。

【委員】 簿価よりはちょっと上というぐあい理解しやすいかなとは思いますが。

【委員長】 結局、■委員の186億という案でよろしいですか。

【委員】 結構です。

【委員長】 ありがとうございます。

そしたらもう186億ですね、これは。ありがとうございます。

これは事務局案の3つのオプションの一つでもありますし、よろしいのではないかと委員長としても思います。それでは186億円ということでお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

【委員長】 続きまして、審議事項4番、第5回以降の選定委員会のスケジュールについてお願いします。

【事務局】 審議事項 資料4を御覧ください。

お開きいただきまして、2ページを御覧ください。

1ページが今後の方向、また最優秀提案者の選出までの概要を記載してございます。

10月に募集要項を公表させていただきたいと思っております、その後、白抜きが民間向けの対応ということで、順次資格審査、競争的対話、また二次の審査と進めてまいりますということでございます。

あと、緑色がこの選定委員会のスケジュールでございまして、中身については3ページを御覧いただきたいと思っております。次回、第5回につきましては11月の中旬に開催させていただきたいと思っております。内容については、前回、港エネルギーセンターを御視察いただきましたが、まだ御視察いただいております発電施設等も御視察をいただければと考えてございます。

それにあわせまして、ちょうどこの時期が一次審査（資格審査）の結果が出た後となりますので、そこについても事務局から報告をさせていただきたいと思っております。

また、審議事項といたしまして1点考えておりました、いわゆる配点です。先ほど審議事項 資料2で各提案項目、全体計画から全部で4つ、大項目4つでそれぞれ配点をさせていただいたところでございます。各細かい項目がございますが、あまり細かくいたしますと採点がしづらいいといったこともありますので、少しまとめながら採点をしていただきたいと考えておりました、その点についてまた御審議をさせていただきたいと思っております。

あと、第6回を1月頃に予定しております、二次審査に向けまして審査方法を御説明し、御了解をいただきたいと思いますと思っております。委員の皆様様の日程調整が難しい場合は、持回りによる御説明とさせていただくことも含めて調整させていただきたいと考えております。

なお、提案書の関係でございますが、幾つ出てくるかまだ分かりませんが、出てきた段階で提案書類を各委員へ御持参させていただきまして、まずは確認をいただきたいと思いますと思っております。

なお、採点いただくところは提案の部分だけでありまして、価格の部分は自動的に点数が計算されますので、これは事務局限りで対応させていただきまして、各委員の皆様方には提案項目、750点分に関係する資料のみお示しさせていただきたいと思っております。

次に、第7回を2月頃に考えております。ここで応募者からのプレゼンテーションの機会を設けたいと思っております。第8回でプレゼンの結果も踏まえて最終的な評価をいただいて、最優秀提案者を決定していきたいといったところです。

大まかなスケジュールは以上のとおりでございます。

【委員長】 ありがとうございます。

第5回以降の選定委員会のスケジュールの説明がございました。

御意見、御質問ございましたら、どんなことでもお願いいたします。

また中項目の配点の整備で御苦勞おかけしますけれども、よろしくをお願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、この審議事項4番は終了いたします。

本日、審議事項1番から4番までございましたけれども、読み返されて何か一言という  
か御意見、御質問ございましたらお願いします。何かございましたらお願いします。

【事務局】 改めて先ほど■■■■委員から市の出資の上限額で、一応事務局側として7.5  
億を10億に上げると一旦御説明させていただきました。今ほどお決めいただきました最低  
譲渡価格も踏まえまして、改めて御確認をしていただきたいと思います。

【委員長】 それは次回また報告という形でよろしいですか。

【事務局】 すみません。募集要項に記載していく必要がありますので、できれば本日  
お決めいただければと思います。

【委員長】 じゃ、もう10億にするという提案を事務局としては維持されるということ  
でございますけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、以上で募集要項等に関する全ての論点が整理されたことになり  
ます。本当にありがとうございます。

おかげさまで、募集要項の一番難しい部分、詳細が固まった、そして公表に向けて事務  
局にあとは汗をかいていただくということでございます。ぜひとも募集要項の公表に向け  
た作業をしっかりと進めていただきますようお願いいたします。

それでは、本日本日予定されておりました議事は以上となります。

事務連絡につきまして事務局から説明をお願いします。

【事務局】 長時間にわたり熱心な御議論いただきまして、ありがとうございます。

今後の予定について御説明させていただきます。

お手元の募集要項等に本日御議論いただきました内容を事務局で反映させていただきま  
して、いま一度委員長に全体を御確認いただきたいと思いますと考えております。その御確認いただ

いた内容で市長の決裁を受けまして、10月に入りましてから公表したいと考えております。公表日程は、詳細が決まりましたら委員の皆様はその時点で改めてお知らせをさせていただきたいと思っております。また、募集要項の正式版につきましては、公表され次第、委員の皆様にもお送りしたいと思っております。

次に、第5回の会議について、お手元の資料4で今ほど説明がありましたとおり、11月上旬に開催をさせていただきたいと思っております。日程調整等、詳細につきましては別途御連絡をさせていただきたいと思っておりますけれども、御多忙中誠に恐れ入りますが、また御出席、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

最後ですけれども、今回の会議資料につきましても、非公開情報を含むものでありますので、これまでと同様、取扱いには十分御注意をお願いいたします。

それでは、委員の皆様におかれましては熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

— 了 —